

第 18 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	専決処分 報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	2	1	9	3	15

(2) 議案の名称

<専決処分報告>

報告第 3 号 専決処分について（令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号））

報告第 4 号 専決処分について（令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号））

<予算>

議案第 59 号 令和 2 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

<条例>

議案第 60 号 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 61 号 尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について

議案第 62 号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

議案第 63 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 64 号 尼崎市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 65 号 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 66 号 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 67 号 尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 68 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

<その他>

議案第 69 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証

- 人に対して有する権利)
- 議案第70号 建物の譲与について
- 議案第71号 工事請負契約について（西消防署大庄出張所新築工事）

2 その他の報告

- (1) 令和元年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し
33事業 3,420,147千円
- (2) 令和元年度尼崎市事故繰越しに係る歳出予算の経費の繰越し
1事業 577,541千円
- (3) 令和元年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用
1事業 299,948千円
- (4) 令和元年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用
2事業 29,421千円
- (5) 令和元年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用
1事業 2,742,806千円
- (6) 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用
3事業 333,453千円
- (7) 議会の指定に基づく専決処分
- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	1件	48,600円
その他の事故	2件	24,894円

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市農業委員会委員の任命

第18回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和2年6月定例会>

種 別	専決処分報告	番 号	報告第3号	所 管	各事業所管課																				
件 名	専決処分について（令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第3号））																								
内 容																									
1	専決理由 中学校と高等学校に対して、民間のオンライン学習支援システムを導入するほか、生活困窮度の高い家庭の児童生徒を対象に市内事業所で利用できるお弁当クーポンを交付する事業を実施するにあたり、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものの。																								
2	専決処分日 令和2年5月7日																								
3	補正予算の規模 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">257,942,000</td> <td style="text-align: center;">88,281</td> <td style="text-align: center;">258,030,281</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	257,942,000	88,281	258,030,281														
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																							
257,942,000	88,281	258,030,281																							
4	歳入歳出補正予算額 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align: center;">88,281</td> <td>民生費</td> <td style="text-align: center;">33,720</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育費</td> <td style="text-align: center;">54,561</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">88,281</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">88,281</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	繰入金	88,281	民生費	33,720			教育費	54,561	合 計	88,281	合 計	88,281
歳 入		歳 出																							
款	補正予算額	款	補正予算額																						
繰入金	88,281	民生費	33,720																						
		教育費	54,561																						
合 計	88,281	合 計	88,281																						
5	補正予算の内容 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の延長に伴い、学校園の臨時休業が令和2年5月31日まで延長されることを踏まえ、臨時休業期間中に生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じないよう、中学校と高等学校に対して、民間のオンライン学習支援システムを導入するほか、生活困窮度の高い家庭の児童生徒を対象に市内事業所で利用できるお弁当クーポンを交付することに伴い補正を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。																								

費目別事業概要**民生費** **33,720 千円****あまっ子お弁当クーポン事業費** 33,720 千円

生活困窮度の高い家庭（要保護・準要保護）の児童生徒に対して、市内事業所で利用できるお弁当クーポンを交付する。

教育費 **54,561 千円****調査研究・教材開発事業費** 54,561 千円

臨時休業期間中に生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、中学校と高等学校に対して、民間のオンライン学習支援システムを導入する。

<令和2年6月定例会>

種 別	専決処分報告	番 号	報告第4号	所 管	地域産業課																
件 名	専決処分について（令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第4号））																				
内 容																					
1	<p>専決理由</p> <p>新たにテイクアウトやデリバリー等を開始する市内飲食事業者等に対して必要な経費を補助するほか、飲食業や小売業、サービス業など市内に店舗を構える中小事業者等を対象とした、市内登録店舗で利用可能なプレミアム付利用券を発行する事業に対して補助を行うにあたり、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものの。</p>																				
2	<p>専決処分日</p> <p>令和2年5月15日</p>																				
3	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">258,030,281</td> <td style="text-align: center;">67,500</td> <td style="text-align: center;">258,097,781</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	258,030,281	67,500	258,097,781										
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																			
258,030,281	67,500	258,097,781																			
4	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align: center;">67,500</td> <td>商工費</td> <td style="text-align: center;">67,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">67,500</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">67,500</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	繰入金	67,500	商工費	67,500	合 計	67,500	合 計	67,500
歳 入		歳 出																			
款	補正予算額	款	補正予算額																		
繰入金	67,500	商工費	67,500																		
合 計	67,500	合 計	67,500																		
5	<p>補正予算の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛要請等の影響により、売上減少に直面する市内飲食店への経済的支援に加え、あまっ子お弁当クーポン事業の登録店舗拡大を目的に、新たにテイクアウトやデリバリー等を開始する市内飲食事業者等に対して必要な経費を補助するほか、飲食業や小売業、サービス業など市内に店舗を構える中小事業者等に対する経済的支援や新型コロナウイルス感染症の収束後における消費喚起を促すことを目的に、市内登録店舗で利用可能なプレミアム付利用券を発行する事業に対して補助することに伴い補正を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。</p>																				

費目別事業概要

商工費	67,500 千円
テイクアウト・デリバリー等促進支援事業費	53,000 千円
新たにテイクアウトやデリバリー等の事業を開始する市内飲食事業者等に対して必要な経費を補助する。	
尼崎のお店まるごと応援事業費	14,500 千円
飲食業や小売業、サービス業など市内に店舗を構える中小事業者等を対象とした、市内登録店舗で利用可能なプレミアム付利用券を発行する事業に対して補助する。	

<令和2年6月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第59号	所 管	各事業所管課
件 名	令和2年度尼崎市一般会計補正予算(第5号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	258,097,781	1,794,160	259,891,941		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	923,130	議会費	△16,268	
	県支出金	87,300	総務費	48,771	
	財産収入	3	民生費	178,380	
	寄付金	10,000	商工費	62,664	
	繰入金	546,327	消防費	87,200	
	諸収入	2,500	教育費	1,333,413	
	市債	224,900	予備費	100,000	
	合 計	1,794,160	合 計	1,794,160	
3	繰越明許費 追加 (単位:千円)				
	款	項	事業名	金額	
	民生費	児童福祉費	公立保育所施設整備事業	314,840	
4	市債 変更 (単位:千円)				
	起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	社会福祉施設整備事業費	限度額	1,260,700	限度額	1,342,400
	消防施設整備事業費	限度額	1,077,000	限度額	1,147,200
	学校施設整備事業費	限度額	738,300	限度額	811,300

5 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策として、市内避難所にパーテーションや衛生用品等を購入する等、感染拡大防止策を実施するほか、休業要請に応じた事業者等へ兵庫県と協調して支給する経営継続支援金を対象者拡大に伴い増額する。また、市立小中学校の児童生徒用端末等を整備するとともに、「あまがさき新型コロナウイルス感染症対策みんなで応援寄附金」の受付を開始し、新たに創設する新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てる。

新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算では、北難波保育所の建替について、工法を変更する必要があることによる工事費の増額及び繰越明許費補正や、今後の災害等不測の事態に備えて予備費を増額すること等に伴い補正を行う。各事業の概要等は別紙のとおり。

補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算	補正予算額	1,462,460千円
(1) 感染症拡大防止策	補正予算額	129,380千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 市内避難所の感染防止のため、パーティションや衛生用品等を購入 ・ 意思疎通支援事業費 聴覚障害者が病院受診時等に利用可能となる遠隔手話通訳サービスを導入 ・ 衛生管理体制確保支援事業費 障害者支援施設及び介護施設等に対して、簡易陰圧装置等の設置に必要な経費を補助 ・ 救急活動事業費 救急隊員等の感染防止のため、感染防止衣やマスク等を購入 		
(2) 事業者等に対する支援	補正予算額	62,664千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業要請事業者経営継続支援事業費 兵庫県と協調して支給する経営継続支援金を対象者拡大に伴い増額 		
(3) 学校の臨時休業等に伴って生じる課題への対応	補正予算額	1,260,413千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育ICT環境整備推進事業費 教育ICT環境の推進に向け、市立小中学校の児童生徒用端末等を整備 		
(4) 基金の創設	補正予算額	26,977千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 あまがさき新型コロナウイルス感染症対策みんなで応援寄附金や、市長給料、議員報酬の減額分を積み立て、新型コロナウイルス感染症対策の原資として活用 		
(5) 市議会議員の月額報酬の減額	補正予算額	△16,268千円
市議会議員の月額報酬の減額に伴い、報酬を減額		
(6) 市長の給料月額削減率の引き上げ	補正予算額	△706千円
市長の給料月額削減率の引き上げに伴い、給料を減額		
○ その他の補正予算	補正予算額	331,700千円
(1) コミュニティ助成事業費	補正予算額	2,500千円
助成金を活用し、地域が実施する太鼓の整備等にかかる経費を補助		
(2) 公立保育所施設整備事業費	補正予算額	86,000千円
北難波保育所の建替について、工法を変更する必要性が生じたことによる工事費の増額		
(3) 消防庁舎等整備事業費	補正予算額	70,200千円
北部防災センターの外壁改修工事の実施		
(4) 各種施設整備事業費（小学校）	補正予算額	73,000千円
小学校のコンクリートブロック塀の改修		
(5) 予備費	補正予算額	100,000千円
今後の災害等不測の事態に備えるため増額		

費目別事業概要

議会費	△16,268 千円
議員報酬 42人	△16,268 千円
市議会議員の月額報酬の減額に伴い、報酬を減額する。 (令和2年7月から12月分の6か月間、10%)	
総務費	48,771 千円
職員給与費 市長 1人	△706 千円
市長の給料月額削減率の引き上げに伴い、給料を減額する。 (令和2年7月から12月分の6か月間、20% (現行10%))	
新型コロナウイルス感染症対策基金積立金	26,977 千円
新型コロナウイルス感染症対策に活用するため、市民等からの寄付や市長給料及び市議会議員報酬の減額分を積み立てる。	
コミュニティ助成事業費	2,500 千円
助成金を活用し、地域が実施する太鼓の整備等にかかる経費を補助する。	
新型コロナウイルス感染症対策事業費	20,000 千円
市内避難所の感染防止のため、パーティションや衛生用品等を購入する。	
民生費	178,380 千円
意思疎通支援事業費	760 千円
聴覚障害者が病院の受診時等に利用可能となる遠隔手話通訳サービスを導入する。	
衛生管理体制確保支援事業費 (障害者支援施設)	4,320 千円
障害者支援施設に対して、簡易陰圧装置の設置に必要な経費を補助する。	

衛生管理体制確保支援事業費（介護施設等）	87,300 千円
介護施設等に対して、簡易陰圧装置や換気設備の設置に必要な経費を補助する。	
公立保育所施設整備事業費	86,000 千円
北難波保育所の建替について、工法を変更する必要性が生じたことから工事費の増額を行う。	
商工費	62,664 千円
休業要請事業者経営継続支援事業費	62,664 千円
兵庫県が行った休業要請に応じた事業者等に対し、兵庫県と協調して支給する経営継続支援金を対象者拡大に伴い増額する。	
消防費	87,200 千円
救急活動事業費	17,000 千円
救急隊員等の感染防止のため、感染防止衣やマスク等を購入する。	
消防庁舎等整備事業費	70,200 千円
北部防災センターの外壁改修工事を行う。	
教育費	1,333,413 千円
教育 I C T 環境整備推進事業費	1,260,413 千円
教育 I C T 環境の推進に向け、市立小中学校の児童生徒用端末等を整備する。	
各種施設整備事業費	73,000 千円
小学校のコンクリートブロック塀の改修を行う。	
予備費	100,000 千円
予備費	100,000 千円
緊急の新型コロナウイルス感染症対策に多額の予備費を活用したことから、今後の災害等不測の事態に備えるため増額する。	

(参考) 令和2年度補正予算、予備費等による新型コロナウイルス感染症への対応

1 感染拡大防止策	事業費 348 百万円(うち一般財源 127 百万円)
○ 介護施設等における感染拡大防止支援(個室化改修)	(2号補正)
○ 休業要請に係る障害福祉サービス確保等支援(通所から訪問への切替経費)	(2号補正)
○ 休業要請に係る介護サービス確保支援(通所から訪問への切替経費)	(2号補正)
○ 障害福祉サービス事業所等におけるテレワーク等導入支援	(2号補正)
○ 感染症法に基づく入院医療費の公費負担	(2号補正)
○ 障害者支援施設及び介護施設等への感染拡大防止支援(簡易陰圧装置等)	(5号補正)
○ 聴覚障害者に対する遠隔手話通訳サービスの導入	(5号補正)
○ 救急隊員等に対する感染拡大防止策(感染防止衣やマスク等の購入)	(5号補正)
○ 避難所における感染拡大防止策(パーテーション・衛生用品等の購入)	(5号補正)
○ 避難所におけるスポットクーラーの導入(平時は学校給食室等に活用)	(予備費等)
○ 障害者支援施設、介護施設、児童福祉施設、学校等へ衛生用品等の経費補助	(予備費等)
○ 救急隊員等に対する感染拡大防止策(陰圧装置、オゾンガス除染装置)	(予備費等)
○ 帰国者・接触者外来(PCR外来)の設置	(予備費等)
○ 帰国者・接触者外来(PCR外来)の執務医に対する休業補償	(予備費等)
○ 衛生研究所で使用するPCR検査機器及び検査試薬の購入	(予備費等)
○ PCR検査能力向上のための機器整備	(予備費等)
○ 妊婦に対するマスク配布	等 (予備費等)
2 生活に困っている世帯や個人に対する支援	事業費 47,462 百万円(うち一般財源 55 百万円)
○ 特別定額給付金の支給(申請された市民への一律10万円の給付)	(2号補正)
○ 住居確保給付金の支給要件の拡大	(2号補正)
○ 子育て世帯臨時特別給付金の支給(対象児童1人あたり1万円の給付)	(2号補正)
○ 国民健康保険制度における傷病手当金の新設	(国保1号補正)
○ あまっ子お弁当クーポン事業の実施	(3号補正)
○ 総合サポートセンター(市民向け相談サポート窓口)の設置	(予備費等)
○ あまっ子応援弁当緊急事業の実施	(予備費等)
○ 子ども食堂への補助による昼食の提供	(予備費等)
○ 外出自粛中の高齢者等に対し、電話や訪問等による見守り活動を実施	(予備費等)
○ 濃厚接触者等と認定された者に対する介護、障害福祉サービス従事者の確保	(予備費等)
○ 緊急雇用対策として、企業等から内定取り消しや雇い止めを受けた者を雇用	(予備費等)

3 事業者等に対する支援 **事業費 787 百万円(うち一般財源 387 百万円)**

- テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付事業の実施 (1号補正)
- 休業要請に応じた個人事業者や中小企業への経営継続支援金の支給 (2号補正)
- テイクアウト・デリバリー等促進支援事業の実施 (4号補正)
- 尼崎のお店まるごと応援事業(あま咲きチケット)の実施 (4号補正)
- 休業要請に応じた個人事業者や中小企業への経営継続支援金の拡充 (5号補正)
- 事業所向け臨時相談窓口の設置 (予備費等)

4 学校の臨時休業等に伴って生じる課題への対応 **事業費 1,430 百万円(うち一般財源 428 百万円)**

- 放課後等デイサービスへの支援(追加利用に係る利用者負担分の補助) (2号補正)
- ファミリーサポートセンターへの支援(利用料相当額の減免分の補助) (2号補正)
- 民間児童ホームへの支援(午前中から開所するための追加経費の補助) (2号補正)
- 民間のオンライン学習支援システムの導入 (3号補正)
- 教育のICT化を推進するため、市内小中学校の児童生徒用端末等を整備 (5号補正)
- 学校給食の中止によるキャンセル料等の保護者負担分の補填 (予備費等)

5 その他の取組み **事業費 14 百万円(うち一般財源 3 百万円)**

- あまがさき新型コロナウイルス感染症対策みんなで応援寄附金の受付開始及び新型コロナウイルス感染症対策基金の創設 (5号補正)
- 市職員のテレワーク導入 (予備費等)

合 計 **事業費 50,041 百万円(うち一般財源 1,000 百万円)**

[参考]

公営企業会計

- 水道料金及び下水道使用料の減免(基本料金等の全額を6か月分) 影響額 約1,900百万円

以 上

<令和2年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第60号	所 管	園田地域課
件 名	尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 現在、複合施設新築工事を進めている尼崎市立園田東生涯学習プラザについて、工事完了後の移転に合わせて、位置及び使用料の変更を行うもの。				
2	改正内容 (1) 位置 「尼崎市東園田町4丁目12番地の4」から「尼崎市食満5丁目8番46号」に改める。 (2) 使用料 既に複合施設として供用を開始している他の生涯学習プラザの使用料を参考に、移転後の園田東生涯学習プラザの使用料を設定する。				
3	施行期日 令和3年4月1日				

尼崎市立生涯学習プラザ設置及び管理に関する条例

改正後					現 行					
(名称及び位置) 第3条 プラザの名称及び位置は、次表のとおりとする。					(名称及び位置) 第3条 プラザの名称及び位置は、次表のとおりとする。					
名称		位置			名称		位置			
尼崎市立園田東生涯学習プラザ		尼崎市食満5丁目8番46号			尼崎市立園田東生涯学習プラザ		尼崎市東園田町4丁目12番地の4			
別表					別表					
区分		使用料			区分		使用料			
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで			午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
尼崎市立園田東生涯学習プラザ	ホール	11,400円	15,200円	22,800円	尼崎市立園田東生涯学習プラザ	ホール	9,000円	11,900円	18,000円	
	学習室	全面使用	1,800円	2,400円		3,600円	教室	800円	1,100円	1,600円
		2分の1面使用	900円	1,200円		1,800円		大会議室	全面使用	2,500円
	大会議室	全面使用	3,100円	4,200円		6,200円	2分の1面使用		1,300円	1,700円
		2分の1面使用	1,500円	2,100円		3,100円		小会議室	1,200円	1,600円

	和室	全面 使用	<u>1,800</u> 円	<u>2,400</u> 円	<u>3,600</u> 円
		2分 の1 面使 用	<u>900</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,800</u> 円
	実習室		<u>1,800</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>3,700</u> 円
	音楽室		<u>3,100</u> 円	<u>4,200</u> 円	<u>6,300</u> 円
<hr/>					
<hr/>					
<hr/>					
	大広間	全面 使用	<u>4,100</u> 円	<u>5,400</u> 円	<u>8,200</u> 円
		2分 の1 面使 用	<u>2,100</u> 円	<u>2,700</u> 円	<u>4,100</u> 円
	茶室		<u>1,000</u> 円	<u>1,200</u> 円	<u>1,900</u> 円
<hr/>					
<hr/>					
<hr/>					

<令和2年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第61号	所 管	財政課
件 名	尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生以降、自らも感染リスクの高い状況に置かれながら、対応にあたる市内の医療機関や福祉施設等で従事する方々への応援、その他新型コロナウイルス感染症対策に役立てることを目的として、地方自治法第241条の規定に基づく尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するための条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 基金の額 (第2条)</p> <p>基金に積み立てる額について、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるための寄付金の額及び毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(2) 管理 (第3条)</p> <p>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することを義務付けるとともに、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。</p> <p>(3) 処分 (第5条)</p> <p>基金は、新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施という設置目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができることとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p> <p>ただし、この条例は、令和4年3月31日を以て、その効力を失うこととする。</p>				

<令和2年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第62号	所 管	税務管理課								
件 名	尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について												
内 容													
<p>1 改正理由</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の制定内容等に準じた規定の整備とともに、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の一部について、規定の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 合計所得金額が125万円（令和3年1月1日以降は、135万円）以下で児童扶養手当を受給している未婚のひとり親については、令和3年度分以後、個人の市民税を非課税とすることとしていたが、この条件を見直し、児童扶養手当の受給の有無を問わないこととする。</p> <p>(2) 個人の市民税について、未婚のひとり親に対して30万円の所得控除を行うこととする。</p> <p>(3) 企業版ふるさと納税の適用期限を5年延長し、令和7年3月31日までとする。</p> <p>(4) 住民票や戸籍等の公簿上の調査や、使用者への聞き取りなどの調査を行ってもなお固定資産の所有者が明らかにならない場合に、その使用者を所有者とみなして、固定資産税（令和3年度分以後）を課することができることとする。</p> <p>(5) 太陽光発電設備に係る固定資産税の課税免除の制度を廃止する。</p> <p>(6) 軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法を、段階的に見直す。</p> <p>【参考：葉巻たばこの重量に応じた紙巻たばこの本数への換算方法】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現行</th> <th style="width: 40%;">R2. 10. 1～</th> <th style="width: 40%;">R3. 10. 1～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重量比例課税 (葉巻たばこ1グラムを紙巻たばこ1本に換算)</td> <td>1本あたり0.7グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ0.7本に換算</td> <td>1本あたり1グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> <tr> <td>1本あたり0.7グラム以上のもの ⇒重量比例課税</td> <td>1本あたり1グラム以上のもの ⇒重量比例課税</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までとする。</p> <p>(8) 新型コロナウイルス感染症に係る市税の徴収猶予の申請に関して、不備等があった場合の手續について定める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。ただし、2(1)及び(2)は令和3年1月1日、2(6)は表に記載する年月日 なお、2(3)については、令和2年4月1日から適用する。</p>						現行	R2. 10. 1～	R3. 10. 1～	重量比例課税 (葉巻たばこ1グラムを紙巻たばこ1本に換算)	1本あたり0.7グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ0.7本に換算	1本あたり1グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ1本に換算	1本あたり0.7グラム以上のもの ⇒重量比例課税	1本あたり1グラム以上のもの ⇒重量比例課税
現行	R2. 10. 1～	R3. 10. 1～											
重量比例課税 (葉巻たばこ1グラムを紙巻たばこ1本に換算)	1本あたり0.7グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ0.7本に換算	1本あたり1グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ1本に換算											
	1本あたり0.7グラム以上のもの ⇒重量比例課税	1本あたり1グラム以上のもの ⇒重量比例課税											

尼崎市市税条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(電子情報処理組織による申告等)</p> <p>第5条の2 市長は、この条例等の規定に基づく申告、申請、届出その他の市長に対してする通知のうち、この条例等の規定により書面等（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）<u>第3条第5号</u>に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（以下この条において「申告等」という。）については、当該規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該申告等をする者に電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申告等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3項において同じ。）を使用して行わせることができる。</p> <p>4 市長は、第1項の規定により申告等を行わせる場合において、当該申告等に関するこの条例等の規定により署名等（<u>情報通信技術活用法第3条第6号</u>に規定する署名等をいう。）をすることとされているときは、当該規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第11条 市長は、市域の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下この項及び次項において「申告等の期限」という。）までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、地域及び</p>	<p>(電子情報処理組織による申告等)</p> <p>第5条の2 市長は、この条例等の規定に基づく申告、申請、届出その他の市長に対してする通知のうち、この条例等の規定により書面等（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術利用法</u>」という。）<u>第2条第3号</u>に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされているもの（以下この条において「申告等」という。）については、当該規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該申告等をする者に電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申告等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3項において同じ。）を使用して行わせることができる。</p> <p>4 市長は、第1項の規定により申告等を行わせる場合において、当該申告等に関するこの条例等の規定により署名等（<u>情報通信技術利用法第2条第4号</u>に規定する署名等をいう。）をすることとされているときは、当該規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第11条 市長は、市域の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下この項及び次項において「申告等の期限」という。）までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、地域及び</p>

期日を指定して当該申告等の期限を延長することができる。

(個人の市民税の非課税の範囲)

第18条 次のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあつては、第35条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(2) 障害者(法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)又はひとり親(同項第12号に規定するひとり親をいう。以下同じ。)(これらの者の前年(当該年度の初日の属する年の前年をいう。次項、次款(第27条の3第2項を除く。)、第4款及び附則(第31項を除く。))において同じ。)の合計所得金額(法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。))が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)

(所得控除)

第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、同項及び同条第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額(同条第6項に規定する基礎控除額をいう。以下同じ。)をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(個人の市民税の申告等)

期日を指定して当該申告等の期限を延長することができる。

(個人の市民税の非課税の範囲)

第18条 次のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあつては、第35条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(2) 障害者(法第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)又は寡夫(同項第12号に規定する寡夫をいう。以下同じ。)(これらの者の前年(当該年度の初日の属する年の前年をいう。次項、次款(第27条の3第2項を除く。)、第4款及び附則(第31項を除く。))において同じ。)の合計所得金額(法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。))が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)

(所得控除)

第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、同項及び同条第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額(同条第7項に規定する基礎控除額をいう。以下同じ。)をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(個人の市民税の申告等)

第26条 第17条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに、省令で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第29条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（第27条の3第1項を除き、以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第19条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第25条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額の控除前の合計所得金額）が基礎控除額以下の者については、この限りでない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第26条 第17条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに、省令で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第29条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第19条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第25条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）及び前年中における合計所得金額（青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額の控除前の合計所得金額）が基礎控除額以下の者については、この限りでない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第27条の2

(削る)

(3) 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族(法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。)を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(削る)

(3) 略

(市民税の減免)

第34条

2 略

(1) 賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117

第27条の2

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者(法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。)に該当する場合には、その旨

(4) 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族(法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。)を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

(市民税の減免)

第34条

2 略

(1) 賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第

<p>号) 第1条に規定する被爆者(障害者である者を除く。)のいずれかに該当する者で、前年の合計所得金額が法第295条第1項第2号に規定する額に基礎控除額を加えて得た額から100,000円を減じて得た額以下であったもの(第18条第1項第2号又は前項第3号に該当する者を除く。) 当該賦課期日に係る個人の市民税の所得割額の10分の5に相当する額</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第36条</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。<u>この場合において、その登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。</u></p> <p>5 <u>法第343条第5項に規定する方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、その登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の</p>	<p>1条に規定する被爆者(障害者である者を除く。)のいずれかに該当する者で、前年の合計所得金額が法第295条第1項第2号に規定する額に基礎控除額を加算した額以下であったもの(第18条第1項第2号又は前項第3号に該当する者を除く。) 当該賦課期日に係る個人の市民税の所得割額の10分の5に相当する額</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第36条</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</p> <p>5 略</p> <p>6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の</p>
---	---

供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可のある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記され、又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

8 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地

供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可のある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地

若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令で定めるものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

9・10 略

第39条 区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地（以下固定資産税について「共用土地」という。）で次に掲げる要件を満たすものに対して課する固定資産税については、当該共用土地に係る納税義務者で当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の各区分所有者であるもの（当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の一の専有部分を2以上の者が共有する場合においては、当該専有部分に関しては、これらの2以上の者を一の区分所有者とする。以下固定資産税について「共用土地納税義務者」

若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令で定めるものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

8・9 略

第39条 区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地（以下固定資産税について「共用土地」という。）で次に掲げる要件を満たすものに対して課する固定資産税については、当該共用土地に係る納税義務者で当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の各区分所有者であるもの（当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の一の専有部分を2以上の者が共有する場合においては、当該専有部分に関しては、これらの2以上の者を一の区分所有者とする。以下固定資産税について「共用土地納税義務者」

という。)は、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固定資産税額を当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合(当該共用土地が住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。)である部分及び住宅用地以外である部分を併せ有する土地である場合その他の省令で定める場合においては、省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)によつて按分した額を、当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る固定資産税として納付しなければならない。

(法第349条の3第27項の条例で定める割合等)

第40条の3の2

- (1) 法第349条の3第27項 2分の1
- (2) 法第349条の3第28項 2分の1
- (3) 法第349条の3第29項 2分の1

(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第49条 昭和38年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅(区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。)にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定

という。)は、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固定資産税額を当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合(当該共用土地が住宅用地(法第349条の3の2に規定する住宅用地をいう。以下同じ。)である部分及び住宅用地以外である部分を併せ有する土地である場合その他の省令で定める場合においては、省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)によつて按分した額を、当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る固定資産税として納付しなければならない。

(法第349条の3第28項の条例で定める割合等)

第40条の3の2

- (1) 法第349条の3第28項 2分の1
- (2) 法第349条の3第29項 2分の1
- (3) 法第349条の3第30項 2分の1

(新築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第49条 昭和38年1月2日から令和2年3月31日までの間に新築された住宅(区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。)で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅(区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。)にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定

めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額）

第50条 昭和39年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（市たばこ税の課税標準）

第71条

3 第1項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものと

めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額）

第50条 昭和39年1月2日から令和2年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあってはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（市たばこ税の課税標準）

第71条

3 第1項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものと

し、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(市たばこ税の申告納付の手続)

第73条の2 前条本文の規定によって市たばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対する市たばこ税額、法第469条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係る市たばこ税額並びに法第477条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする市たばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、省令で定めるところにより、法第469条第3項に規定する書類及び法第477条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(特別土地保有税の納税義務者等)

第89条

6 第36条第8項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第89条第1項の土地の所有

し、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

(市たばこ税の申告納付の手続)

第73条の2 前条本文の規定によって市たばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対する市たばこ税額、法第469条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係る市たばこ税額並びに法第477条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする市たばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、省令で定めるところにより、法第469条第2項に規定する書類及び法第477条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(特別土地保有税の納税義務者等)

第89条

6 第36条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第89条第1項の土地の所有

者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

(都市計画税の課税客体等)

第107条

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第36条(第3項、第9項及び第10項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされるものをいう。

附 則

7から9まで 削除

者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

(都市計画税の課税客体等)

第107条

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第36条(第3項、第8項及び第9項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされるものをいう。

附 則

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

7 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第18条第6項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の法附則第15条第33項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成25年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

8 法附則第15条第33項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成28年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるも

<p>(固定資産税等の課税標準等の特例)</p> <p>10 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(2) 法附則第15条第2項第5号</u> 4分の3</p> <p><u>(3)~(5) 略</u></p> <p><u>(6) 法附則第15条第26項</u> 2分の1</p> <p><u>(7) 法附則第15条第27項第1号</u> 3分の2</p> <p><u>(8) 法附則第15条第27項第2号</u> 2分の1</p> <p><u>(9) 法附則第15条第27項第3号</u> 2分の1</p> <p><u>(10) 法附則第15条第28項第1号</u> 3分の2</p> <p><u>(11) 法附則第15条第28項第2号</u> 2分の1</p> <p><u>(12) 法附則第15条第30項第1号</u> 3分の2</p> <p><u>(13) 法附則第15条第30項第2号</u> 4分の3</p>	<p><u>のに限る。以下この項において「適用償却資産」という。) に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。</u></p> <p>9 <u>前2項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 適用を受けようとする償却資産(次号において「償却資産」という。)の所有者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)</u></p> <p><u>(2) 償却資産の所在地、種類、名称、数量、取得年月日、取得価額、耐用年数及び当該償却資産を事業の用に供した日</u></p> <p><u>(3) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(固定資産税等の課税標準等の特例)</p> <p>10 略</p> <p><u>(2) 法附則第15条第2項第2号</u> 2分の1</p> <p><u>(3) 法附則第15条第2項第6号</u> 4分の3</p> <p><u>(4)~(6) 略</u></p> <p><u>(7) 法附則第15条第29項</u> 2分の1</p> <p><u>(8) 法附則第15条第30項第1号</u> 3分の2</p> <p><u>(9) 法附則第15条第30項第2号</u> 2分の1</p> <p><u>(10) 法附則第15条第30項第3号</u> 2分の1</p> <p><u>(11) 法附則第15条第31項第1号</u> 3分の2</p> <p><u>(12) 法附則第15条第31項第2号</u> 2分の1</p> <p><u>(13) 法附則第15条第33項第1号</u> 3分の2</p> <p><u>(14) 法附則第15条第33項第2号</u> 4分の3</p>
---	--

<p>(14) <u>法附則第15条第30項第3号</u> 2分の1</p> <p>(15) <u>法附則第15条第34項</u> 3分の2 (削る)</p> <p>(16) <u>法附則第15条第38項</u> 2分の1</p> <p>(17) <u>法附則第15条第39項</u> 3分の2</p> <p>(18) <u>法附則第15条第41項</u> 0</p> <p>(19) <u>法附則第15条第47項</u> 3分の2</p> <p>(20) 略</p> <p>(法人の市民税の特定寄附金税額控除)</p> <p>25 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成28年4月20日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、認定地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいう。次項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。次項において同じ。)を支出した場合は、同条第1項に規定する寄附金支出事業年度の第33条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第7項、第8項及び第12項並びに同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第7項に規定する控除額を控除するものとする。</p> <p>26 法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人又は当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係がある同条第12号の7に規定する連結子法人(同条第16号に規定する連結申告法人に限る。)が、平成28年4月20日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合は、法附則第8条の2の2第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の第33条の8第4項、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人</p>	<p>(15) <u>法附則第15条第33項第3号</u> 2分の1</p> <p>(16) <u>法附則第15条第38項</u> 3分の2</p> <p>(17) <u>法附則第15条第40項</u> 5分の4</p> <p>(18) <u>法附則第15条第44項</u> 2分の1</p> <p>(19) <u>法附則第15条第45項</u> 3分の2</p> <p>(20) <u>法附則第15条第47項</u> 0</p> <p>(21) 略</p> <p>(法人の市民税の特定寄附金税額控除)</p> <p>25 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成28年4月20日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に、認定地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいう。次項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。次項において同じ。)を支出した場合は、同条第1項に規定する寄附金支出事業年度の第33条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第7項、第8項及び第12項並びに同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第7項に規定する控除額を控除するものとする。</p> <p>26 法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人又は当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係がある同条第12号の7に規定する連結子法人(同条第16号に規定する連結申告法人に限る。)が、平成28年4月20日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合は、法附則第8条の2の2第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の第33条の8第4項、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人</p>
---	--

税割額から、法附則第8条の2の2第9項から第12項まで及び同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第9項に規定する控除額を控除するものとする。

(延滞金の割合の特例)

31 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。

32 当分の間、第33条の13第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

34 法第451条第1項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この項において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第37項において「特定期間」という。）に

税割額から、法附則第8条の2の2第9項から第12項まで及び同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第9項に規定する控除額を控除するものとする。

(延滞金の割合の特例)

31 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。

32 当分の間、第33条の13第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

34 法第451条第1項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この項において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第37項において「特定期間」という。）に

行われたときに限り、第60条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

49 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において法附則第4条の4第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(同号に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間)

71 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日間とする。

行われたときに限り、第60条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

49 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において法附則第4条の4第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(同号に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

尼崎市市税条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第13条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（これらの規定を第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の8第1項、第2項若しくは第4項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第61条の6第1項に規定する納期限後、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の2に規定する納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第95条、第96条の8第1項、第96条の13第3項若しくは第102条第1項に規定する納期限後若しくは第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後にその税金を納付し、若しくは納入金を納入する場合又は第33条の8第6項に規定する申告書に係る税金を納付する場合は、当該税額又は納入金額に、その納期限（当該申告書に係る税金を納付するときは当該税金に係る同条第1項、第2項又は第4項に規定する納期限、納期限が延長されたときはその延長後の納期限。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第13条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（これらの規定を第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の8第1項、第2項、第4項若しくは第6項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第61条の6第1項に規定する納期限後、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の2に規定する納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第95条、第96条の8第1項、第96条の13第3項若しくは第102条第1項に規定する納期限後若しくは第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後にその税金を納付し、若しくは納入金を納入する場合又は第33条の8第8項に規定する申告書に係る税金を納付する場合は、当該税額又は納入金額に、その納期限（当該申告書に係る税金を納付するときは当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第6項に規定する納期限、納期限が延長されたときはその延長後の納期限。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各</p>

又は期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(2) 第33条の8第1項、第2項又は第4項に規定する申告書に係る税額(次号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(3) 第33条の8第1項、第2項又は第4項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 その提出した日(以下この号において「提出日」という。)(提出日後に当該税額を納付したときは、その納付の日(提出日の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))

(4) 第33条の8第6項に規定する申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日(同条第7項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において「提出日等」という。)(提出日等後に当該税額を納付したときは、その納付の日(提出日等の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))

(市民税の納税義務者等)

第17条

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下市民税について「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第33条の8第17項から第19項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(法人の市民税の税率)

第33条の7

号に定める日又は期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(2) 第33条の8第1項、第2項、第4項又は第6項に規定する申告書に係る税額(次号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(3) 第33条の8第1項、第2項、第4項又は第6項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 その提出した日(以下この号において「提出日」という。)(提出日後に当該税額を納付したときは、その納付の日(提出日の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))

(4) 第33条の8第8項に規定する申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日(同条第9項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において「提出日等」という。)(提出日等後に当該税額を納付したときは、その納付の日(提出日等の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))

(市民税の納税義務者等)

第17条

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下市民税について「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第33条の8第19項から第21項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(法人の市民税の税率)

第33条の7

<p>(1) 略</p> <p>オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の2</u>に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この項において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（令で定める役員を含む。）の数の合計数（以下この項及び第5項において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p> <p>3 略</p> <p>(2) 第33条の8第2項の規定により申告納付する法人 <u>当該法人の同項の期間の末日</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>4 第1項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>5 第1項の場合において、第3項第1号及び第2号に掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この項において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（令で定める役員を含む。）の数の合計数（以下この項及び第5項において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p> <p>3 略</p> <p>(2) 第33条の8第2項の規定により申告納付する法人 <u>又は同条第3項の規定によって納付する法人</u> <u>これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月の期間の末日</u></p> <p>(3) 第33条の8第4項の規定により申告納付する法人 <u>当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日</u></p> <p>(4) 略</p> <p>4 第1項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間、同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u></p> <p>5 第1項の場合において、第3項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。</p> <p>8 <u>第3項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が同号</u></p>
--	--

8 法人税割の税率は、第33条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

(中小法人に対する不均一課税)

第33条の7の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額(法第292条第1項第4号に規定する法人税額をいう。以下この款において同じ。)が年4,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条第2項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下であるかどうか又は資本金の額若しくは出資金の額を有しないかどうかの判定は、次条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。

に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項第1号才及び同項第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは、「第3項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

9 法人税割の税率は、第33条の8第1項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

(中小法人に対する不均一課税)

第33条の7の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額(法第292条第1項第4号に規定する法人税額をいう。以下この款において同じ。)又は個別帰属法人税額(同項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下この款において同じ。)が年4,000,000円以下であるものに対する当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。)分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条第2項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下であるかどうか又は資本金の額若しくは出資金の額を有しないかどうかの判定は、次条第1項の規定により申告納付すべき法人にあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定により申告納付すべき法人にあつては同項に

<p>3 市内及び他の市町村に事務所又は事業所を有する法人に対して第1項の規定を適用する場合において、法人税額が年4,000,000円以下であるかどうかの判定は、第33条の12第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。</p> <p>4 次条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年4,000,000円」とあるのは、「4,000,000円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して算定した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、その端数を1月とする。</p> <p>5 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は次条第2項の規定により申告納付すべき法人に対して第1項の規定を適用する場合における法人税額は、当該事業年度開始の日から次条第1項に規定する6月経過日の前日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額による。</p> <p>(法人市民税の申告納付)</p> <p>第33条の8 法人税法第71条第1項、第74条第1項、第88条（同法第145条の5にお</p>	<p><u>規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在</u>による。</p> <p>3 市内及び他の市町村に事務所又は事業所を有する法人に対して第1項の規定を適用する場合において、法人税額又は個別帰属法人税額が年4,000,000円以下であるかどうかの判定は、第33条の12第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。</p> <p>4 次条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間又は同条第4項に規定する<u>連結法人税額の課税標準の算定期間</u>が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年4,000,000円」とあるのは、「4,000,000円に当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して算定した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、その端数を1月とする。</p> <p>5 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は次条第2項の規定により申告納付すべき法人に対して第1項の規定を適用する場合における法人税額又は個別帰属法人税額は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額による。</p> <p>(法人市民税の申告納付)</p> <p>第33条の8 法人税法第71条第1項、第74条第1項、第88条（同法第145条の5にお</p>
--	---

いて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間(同法第71条第1項、第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から6月経過日(当該事業年度(当該法人が同法第2条第12号の7に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。))の事業年度)開始の日以後6月を経過した日をいう。))の前日までの期間とする。以下法人の市民税について同じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額(同法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)、第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(以下この条及び第33条の12第1項において「予定申告法人」という。)にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額(第33条の10第1項において「予定申告に係る法人税割額」という。))、同法第71条第1項、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市民税の申告書」という。)を市長に提出し、及びその申告した市民税額(当該市民税額について既に納付

いて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があり、かつ、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間(同法第71条第1項、第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。))の開始の日から6月の期間とする。以下法人の市民税について同じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額(同法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)、第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(以下この条及び第33条の12第1項において「予定申告法人」という。)にあつては、前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額(第33条の10第1項において「予定申告に係る法人税割額」という。))、同法第71条第1項、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市民税の申告書」という。)を市長に提出し、及びその申告した市民税額(当該市民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合には、これを控除した額)

すべきことが確定しているものがある場合には、これを控除した額を納付しなければならない。この場合において、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市民税の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第16項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。

2 法人税法第71条第1項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第1号に掲げる金額（同条第2項又は第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が10万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）で、当該事業年度（新たに設立された法人のうち適格合併（同法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後6月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日から6月経過日（当該通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日をいう。以下この項及び第16項において同じ。）の前日までの期間中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6月を超え、かつ、6

を納付しなければならない。この場合において、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市民税の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第18項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、市長は、令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。

2 法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人（同条第9号に規定する普通法人に限る。）で、その連結事業年度（法第321条の8第2項に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第18項において同じ。）開始の日から6月の期間中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該連結事業年度が6月を超える場合には、当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に、前連結事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この款において同じ。）の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額（第33条の10第1項において「予定申告に係る連結法人の法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならない。ただし、前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（法人税法第71条第1項第1号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として令で定めるところにより計

月経過日において当該通算親法人との間に同法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係がある場合には、6月経過日から2月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として令で定めるところにより計算した法人税割額（第33条の10第1項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の市民税の申告書」という。）を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の市民税の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第16項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。

(削る)

算した金額若しくは当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として令で定めるところにより計算した金額が100,000円以下である場合又はこれらの金額がない場合は、この限りでない。

3 前項の規定により申告書を提出すべき法人（同項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）が、前項の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第18項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、市長に対し、令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連

3 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)、第74条第1項、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。)(同法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。)において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80条又は第144条の13の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第1項、

結完全支配関係をいう。以下この款において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この款において同じ。)(連結申告法人(同条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この款において同じ。))に限る。)で、当該申告書に係る連結法人税額(同法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額(同法第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額に限る。))をいう。以下この款において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。以下この款において同じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮等を有するものは、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額(当該市民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合には、これを控除した額)を納付しなければならない。

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)、第74条第1項、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)で、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。)又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定

第6項又は第7項の規定にかかわらず、法第321条の8第23項各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

4 公共法人等は、毎年4月30日までに、第33条の7第3項第3号の期間中の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

5 第1項、前項及び第7項の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書（第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、第33条の10第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第1項、前項及び第7項の規定により申告書を提出し、並びにその申告した市民税額を納付することができる。

6 第1項、第2項、第4項、前項若しくはこの項の規定により申告書を提出した法人又は第33条の10の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次のいずれかに該当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、当該申告書に記載し、又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された法第20条の9の3第6項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を市長に提出し、及びその申告により増加した市民税額を納付しなければならない。

7 第1項又は第2項の法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことにより、当該法人

する中間期間を含む。）において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80条又は第144条の13の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第1項、前項、第8項又は第9項の規定にかかわらず、法第321条の8第12項各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

6 公共法人等は、毎年4月30日までに、第33条の7第3項第4号の期間中の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

7 第1項、第4項、前項及び第9項の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書（第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、第33条の10第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第1項、第4項、前項及び第9項の規定により申告書を提出し、並びにその申告した市民税額を納付することができる。

8 第1項、第2項、第4項、第6項、前項若しくはこの項の規定により申告書を提出した法人又は第33条の10の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次のいずれかに該当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、当該申告書に記載し、又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された法第20条の9の3第6項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を市長に提出し、及びその申告により増加した市民税額を納付しなければならない。

9 第1項、第2項又は第4項の法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと（当該法人

が前項各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該法人は、当該修正申告により増加した法人税額若しくは連結法人税額又は当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を納付すべき日までに、同項の規定により申告納付しなければならない。

8 内国法人（法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下この款において同じ。）又は外国法人が外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は県民税若しくは市民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の控除の限度額で令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で令で定めるもの並びに法第53条第38項の控除の限度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額（令で定める金額に限る。）を第1項（予定申告法人に係るものを除く。）又は前2項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに

が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この款において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと）により、当該法人が前項各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該法人は、当該修正申告によって増加した法人税額若しくは連結法人税額又は当該更正若しくは決定によって納付すべき法人税額若しくは連結法人税額を納付すべき日までに、同項の規定により申告納付しなければならない。

10 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は県民税若しくは市民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の控除の限度額で令で定めるもの若しくは同条第3項の控除の限度額で令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で令で定めるもの並びに法第53条第26項の控除の限度額で令で定めるものの合計額を超える額があるときは、令で定めるところにより計算した額を限度として、令で定めるところにより、当該超える金額（令で定める金額に限る。）を第1項（予定申告法人に係るものを除く。）、第4項又は前2項の規定

掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。) から控除する。

9 法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の各事業年度の開始の日前に開始した事業年度(当該各事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人(法第321条の8第5項に規定する合併法人をいう。以下この条において同じ。)とする適格合併に係る被合併法人(同項に規定する被合併法人をいう。以下この条において同じ。))の当該適格合併の日前に開始した事業年度を含む。)の法人税割につき市長が法人税に関する法律の規定により更正された法人税額に基づいて第33条の10第1項又は第3項の規定により更正をした場合において、当該更正につき第11項の規定の適用があったときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額(既に第12項又は第15項の規定により還付すべきこととなった金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。)は、当該各事業年度(当該更正の日(当該更正が当該各事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の日前に開始した事業年度の法人税割につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日)以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。)の法人税割額から控除する。

10 前2項の規定による法人税割額からの控除については、まず第8項の規定による控除をした後において、前項の規定による控除をす

により申告納付すべき法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から控除する。

11 法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)の各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度(当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度を含む。)の法人税割につき市長が法人税に関する法律の規定により更正された法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第33条の10第1項又は第3項の規定により更正をした場合において、当該更正につき第13項の規定の適用があったときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額(既に第14項又は第17項の規定により還付すべきこととなった金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。)は、当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該更正の日(当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日)以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。)の法人税割額から控除する。

12 前2項の規定による法人税割額からの控除については、まず第10項の規定による控除をした後において、前項の規定による控除をす

る。

1.1 市長が法人税法第135条第1項又は第5項に規定する更正に係る法人税額に基づいて第33条の10第1項又は第3項の規定により更正をした場合（次項及び第1.3項において「市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。）は、当該更正に係る事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で令で定めるもの（次項及び第1.3項において「仮装経理法人税割額」という。）は、法第17条、法第17条の2、法第17条の4及び法第321条の11第5項の規定にかかわらず、次項又は第1.5項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなった金額を除き、還付せず、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当しない。

1.2 市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度開始の日（当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日）から5年を経過する日の属する事業年度の法人の市民税の確定申告書の提出期限（当該更正の日から当該5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限）が到来した場合（当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の市民税の確定申告書の提出がなかった場合には、当該提出期限後の当該法人の市民税の確定申告書の提出又は当該法人の市民税の確定申告書に係る事業年度の法人税割についての第33条の10第2項の規定による決定があった場合）には、市長は、当該更正を受けた法人に対し、令で定めるところにより、当該

る。

1.3 市長が法人税法第135条第1項又は第5項に規定する更正に係る法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第33条の10第1項又は第3項の規定により更正をした場合（次項及び第1.5項において「市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。）は、当該更正に係る事業年度又は連結事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で令で定めるもの（以下この条において「仮装経理法人税割額」という。）は、法第17条、法第17条の2、法第17条の4及び法第321条の11第5項の規定にかかわらず、次項又は第1.7項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなった金額を除き、還付せず、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当しない。

1.4 市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日（当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日）から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の市民税の確定申告書の提出期限（当該更正の日から当該5年を経過する日の属する事業年度又は当該5年を経過する日の属する連結事業年度の終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限）が到来した場合（当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の市民税の確定申告書の提出がなかった場合には、当該提出期限後の当該法人の市民税の確定申告書の提出又は当該法人の市民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について

更正に係る仮装経理法人税割額（既にこの項又は第15項の規定により還付すべきこととなった金額及び第9項の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当する。

(4) 法人税法第2条第9号に規定する普通法人又は同条第7号に規定する協同組合等が同条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったこと その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の市民税の確定申告書の提出期限

13 市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後1年以内に、市長に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既に前項又は第15項の規定により還付すべきこととなった金額及び第9項の規定により控除された金額を除く。次項及び第17項において同じ。）の還付を請求することができる。

14・15 略

16 法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第2項の規定により申告書を提出すべき法人で、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から6月の期間中において市内に寮等のみを有するものは、第1項（同法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

の第33条の10第2項の規定による決定があった場合には、市長は、当該更正を受けた法人に対し、令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既にこの項又は第17項の規定により還付すべきこととなった金額及び第11項の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当する。

(4) 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったこと その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の市民税の確定申告書の提出期限

15 市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後1年以内に、市長に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既に前項又は第17項の規定により還付すべきこととなった金額及び第11項の規定により控除された金額を除く。次項及び第17項において同じ。）の還付を請求することができる。

16・17 略

18 法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第2項の規定により申告書を提出すべき法人で、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から6月の期間中において市内に寮等のみを有するものは、第1項（同法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

17 法第321条の8第53項に規定する特定法人である内国法人は、第1項、第2項又は第4項から第7項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項、第2項又は第4項から第7項までの規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第19項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類記載事項（法第321条の8第52項に規定する添付書類記載事項をいう。以下この項及び次項において同じ。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類（法第321条の8第52項に規定する添付書類をいう。次項において同じ。）に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

18 略

19 第17項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が機構電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

20 第17項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から

19 法第321条の8第43項に規定する特定法人である内国法人（法第292条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項、第2項、第4項又は第6項から第9項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項、第2項、第4項又は第6項から第9項までの規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第21項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類記載事項（法第321条の8第42項に規定する添付書類記載事項をいう。以下この項及び次項において同じ。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類（法第321条の8第42項に規定する添付書類をいう。次項において同じ。）に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

20 略

21 第19項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が機構電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

22 第19項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から

前項までの規定は、適用しない。法第321条の8第56項後段に規定する申告についても、同様とする。

2.1 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に省令で定める書類を添付して、第2号に掲げる期間の開始の日の15日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は第4項若しくは第7項の規定による申告書の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内にあるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。

2.2 第20項の規定の適用を受けている内国法人は、第17項の申告につき第20項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2.3 第20項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第20項前段の期間内に行う第17項の申告については、第20項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

2.4 第20項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第22項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の法第321条の8第56項後段の期間内に行う第17項の申告については、第20項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後

前項までの規定は、適用しない。法第321条の8第46項後段に規定する申告についても、同様とする。

2.3 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に省令で定める書類を添付して、第2号に掲げる期間の開始の日の15日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は第4項、第6項若しくは第9項の規定による申告書の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内にあるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。

2.4 第22項の規定の適用を受けている内国法人は、第19項の申告につき第22項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2.5 第22項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第22項前段の期間内に行う第19項の申告については、第22項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

2.6 第22項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第24項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の法第321条の8第46項後段の期間内に行う第19項の申告に

新たに同条第56項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人市民税の更生及び決定)

第33条の10 第33条の8の規定による申告書の提出があった場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税割額がその調査によって、法人税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(以下この条において「確定法人税額」という。)若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額が第33条の8第1項若しくは第2項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、法第321条の14の規定により確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正する。

2 納税者が第33条の8第1項又は第4項の規定による申告書を提出しなかった場合(同条第1項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、その調査によって、申告すべき確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定する。

3 第1項若しくはこの項の規定による更正又

については、第22項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同条第46項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人市民税の更生及び決定)

第33条の10 第33条の8の規定による申告書の提出があった場合において、当該申告に係る法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定した法人税割額がその調査によって、法人税に関する法律の規定によって申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(以下この条において「確定法人税額」という。)若しくは法人税に関する法律の規定によって申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額(以下この条において「確定個別帰属法人税額」という。)若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは予定申告に係る連結法人の法人税割額が第33条の8第1項若しくは第2項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正する。

2 納税者が第33条の8第1項、第4項又は第6項の規定による申告書を提出しなかった場合(同条第1項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、その調査によって、申告すべき確定法人税額又は確定個別帰属法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定する。

3 第1項若しくはこの項の規定による更正又

は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によって、確定法人税額若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正する。

- 4 市長は、前各項の規定により更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知する。

(市内及び他市町村において事務所又は事業所を有する法人の市民税の申告納付)

第33条の12 市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人(予定申告法人及び第33条の8第2項の規定により申告書を提出すべき法人を除く。)が同条(同条第1項後段を除く。)の規定により法人の市民税を申告納付する場合には、当該法人の法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準額とし、法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に提出すべき申告書には、省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

- 2 前項の規定による分割は、関係市町村ごとに、法人税額の課税標準の算定期間中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数に按分して行うものとする。

は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくは法人税割額がその調査によって、確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正する。

- 4 前各項の規定によって更正し、又は決定した場合には、遅滞なくこれを納税者に通知する。

(市内及び他市町村において事務所又は事業所を有する法人の市民税の申告納付)

第33条の12 市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人(予定申告法人及び第33条の8第2項の規定によって申告書を提出すべき法人を除く。)が同条(同条第1項後段を除く。)の規定によって法人の市民税を申告納付する場合には、当該法人の法人税額又は個別帰属法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準額とし、法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に提出すべき申告書には、省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

- 2 前項の規定による分割は、関係市町村ごとに、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下この項及び次項において「算定期間」という。)中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額又は個別帰属法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数に

<p>3 略</p> <p>(1) <u>法人税額の課税標準</u>の算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数</p> <p>(2) <u>法人税額の課税標準</u>の算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数</p> <p>(3) <u>法人税額の課税標準</u>の算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第33条の13 <u>(削る)</u></p> <p><u>2</u> 第13条第2項の規定は、<u>前項</u>の延滞金の額</p>	<p><u>案分して行うものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(1) 算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数</p> <p>(2) 算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数</p> <p>(3) 算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第33条の13</p> <p><u>2</u> <u>法人税法第81条の24第1項の規定の適用を受けている法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、同法第81条の22第1項に規定する申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、法第327条第4項に規定する期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 第13条第2項の規定は、<u>前2項</u>の延滞金の</p>
--	--

<p>の計算について準用する。 (市たばこ税の課税標準)</p> <p>第71条</p> <p>3 第1項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本あたりの重量が<u>1グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(法人の市民税の特定寄附金税額控除)</p> <p>25 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成28年4月20日から令和7年3月31日までの間に、認定地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいう。次項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。次項において同じ。)を支出した場合は、同条第1項に規定する寄附金支出事業年度の第33条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、<u>第6項又は第7項</u>の規定により申告納付すべき法人税割額から、<u>法附則第8条の2の2第4項から第6項まで及び同条第8項</u>の規定に基づく令に規定するところにより、<u>同条第4項</u>に規定する控除額を控除するものとする。</p> <p>26 削除</p>	<p>額の計算について準用する。 (市たばこ税の課税標準)</p> <p>第71条</p> <p>3 第1項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本あたりの重量が<u>0.7グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(法人の市民税の特定寄附金税額控除)</p> <p>25 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成28年4月20日から令和7年3月31日までの間に、認定地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいう。次項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。次項において同じ。)を支出した場合は、同条第1項に規定する寄附金支出事業年度の第33条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、<u>第8項又は第9項</u>の規定により申告納付すべき法人税割額から、<u>法附則第8条の2の2第7項、第8項及び第12項並びに同条第14項</u>の規定に基づく令に規定するところにより、<u>同条第7項</u>に規定する控除額を控除するものとする。</p> <p>26 <u>法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人又は当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係がある同条第12号の7に規定する連結子法人(同条第16号に規定する連結申告法人に限る。)</u>が、平成28年4月20日から令</p>
--	---

<p>3 2 当分の間、第33条の13第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>3 3 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として令で定める期間内は、令で定めるところにより、第33条の13第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前項の規定にかかわらず、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。</p>	<p><u>和7年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合は、法附則第8条の2の2第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の第33条の8第4項、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第9項から第12項まで及び同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第9項に規定する控除額を控除するものとする。</u></p> <p>3 2 当分の間、第33条の13第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>3 3 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として令で定める期間内は、令で定めるところにより、第33条の13第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前項の規定にかかわらず、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。</p>
---	--

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年尼崎市条例第6号）（第3条関係）

改正後	現 行
<p>第3条 <u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p>附則第38項中「附則第41項」を「附則第42項」に改め、<u>附則第71項を附則第72項とし、附則第68項から附則第70項までを1項ずつ繰り下げ、附則第67項中「附則第65項」を「附則第66項」に改め、同項を附則第68項とし、附則第66項を附則第67項とし、附則第65項を附則第66項とし、附則第64項中「附則第62項」を「附則第63項」に改め、同項を附則第65項とし、附則第63項を附則第64項とし、附則第62項を附則第63項とし、附則第61項中「附則第59項」を「附則第60項」に改め、同項を附則第62項とし、附則第57項から附則第60項までを1項ずつ繰り下げ、附則第56項中「附則第54項」を「附則第55項」に改め、同項を附則第57項とし、附則第53項から附則第55項までを1項ずつ繰り下げ、附則第52項中「附則第54項及び第57項」を「附則第55項及び第58項」に、「附則第57項」を「附則第58項」に改め、同項を附則第53項とし、附則第49項から附則第51項までを1項ずつ繰り下げ、附則第48項中「附則第46項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第49項とし、附則第42項から附則第47項までを1項ずつ繰り下げ、附則第41項の次に次の1項を加える。</u></p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1</p>	<p>第3条</p> <p><u>第18条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫」に、「（これら）」を「又は単身児童扶養者（同項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。）（これら）」に改める。</u></p> <p><u>第27条の2第1項第3号中「（法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。）」を削る。</u></p> <p>附則第38項中「附則第41項」を「附則第42項」に改め、<u>附則第70項を附則第71項とし、附則第69項を附則第70項とし、附則第68項を附則第69項とし、附則第67項中「附則第65項」を「附則第66項」に改め、同項を附則第68項とし、附則第66項を附則第67項とし、附則第65項を附則第66項とし、附則第64項中「附則第62項」を「附則第63項」に改め、同項を附則第65項とし、附則第63項を附則第64項とし、附則第62項を附則第63項とし、附則第61項中「附則第59項」を「附則第60項」に改め、同項を附則第62項とし、附則第57項から附則第60項までを1項ずつ繰り下げ、附則第56項中「附則第54項」を「附則第55項」に改め、同項を附則第57項とし、附則第53項から附則第55項までを1項ずつ繰り下げ、附則第52項中「附則第54項及び第57項」を「附則第55項及び第58項」に、「附則第57項」を「附則第58項」に改め、同項を附則第53項とし、附則第49項から附則第51項までを1項ずつ繰り下げ、附則第48項中「附則第46項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第49項とし、附則第42項から附則第47項までを1項ずつ繰り下げ、附則第41項の次に次の1項を加える。</u></p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1</p>

<p><u>(削る)</u></p> <p>(3) 第3条の規定 令和3年4月1日</p> <p>(4) 略</p> <p><u>8 削除</u></p>	<p>(3) <u>第3条中尼崎市市税条例第18条第1項第2号及び第27条の2第1項第3号の改正規定並びに付則第8項の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(4) <u>第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)</u>の規定 令和3年4月1日</p> <p>(5) 略</p> <p><u>8 付則第1項第3号に掲げる規定による改正後の尼崎市市税条例第18条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>
---	--

尼崎市債権管理条例（第4条関係）

改正後	現 行
<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> <p>4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u></p>	<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> <p>4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u></p>

<令和2年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第63号	所 管	資産税課
件 名	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>令和3年1月に予定している税務系オープン化システムの稼働にあわせて、地方税法（以下「法」という。）に規定する固定資産課税台帳に登録されている情報の納税義務者等への提供に係る制度として、土地及び家屋に関する情報を納税義務者ごとにまとめた土地名寄帳及び家屋名寄帳（以下「名寄帳」という。）の閲覧を実施するため、当該閲覧に係る手数料を新たに設けるもの。</p> <p>併せて、当該手数料については、法第416条第1項に規定する土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間中は無料とするとともに、従前から実施している固定資産課税台帳（償却資産課税台帳を除く。）の閲覧に係る手数料についても、同期間中は無料とするため、これらに係る規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 名寄帳の閲覧に係る手数料として、1件300円とする。</p> <p>(2) 固定資産課税台帳の閲覧について、これまで、「公簿、公文書又は図面の閲覧」に係る手数料として徴収していたものを、今回の改正に併せて、固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料として、1件300円とする。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の手数料（償却資産課税台帳の閲覧に係るものを除く。）は、縦覧期間中は無料とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年1月1日</p>					

尼崎市手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 租税、公課その他の諸収入金に関する証明(文書による事実の認証を含む。以下同じ。)(次号から第3号までの<u>いずれかに</u>該当するものを除く。) <u>1件</u> 300円</p> <p>(3) <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第9号に規定する固定資産課税台帳(以下「固定資産課税台帳」という。)に記録をされている事項に関する証明</u> <u>1件</u> 300円</p> <p>(4) <u>固定資産課税台帳に記録をされている事項を記載した書類の閲覧</u> <u>1件</u> 300円</p> <p>(4)の2 <u>土地名寄帳又は家屋名寄帳に記録をされている事項を記載した書類の閲覧</u> <u>1件</u> 300円</p> <p>(35) <u>公簿、公文書又は図面の閲覧(第4号、第4号の2、第15号又は第18号に該当するもの及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項各号に掲げる書類の閲覧を除く。)</u> <u>1冊、1事件又は1枚</u> 300円</p> <p><u>(取扱件数)</u></p> <p>第3条 <u>次の各号のいずれかに</u>該当するときは、1事項、1通又は1人ごとに手数料を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、手数料を徴収する事務の単位の取扱いは、市長が別に定める。</u></p> <p><u>(手数料の不徴収)</u></p> <p>第6条 <u>次の各号のいずれかに</u>該当するときは、手数料を徴収しない。</p> <p>(3) <u>地方税法第416条第1項又は第419条第6項の規定による縦覧の期間内において、固定資産課税台帳に記録をされている</u></p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 租税、公課その他の諸収入金に関する証明(文書による事実の認証を含む。以下同じ。)(次号及び第2号の<u>3</u>に該当するものを除く。) <u>年度ごと1種類</u> 300円</p> <p>(3) <u>土地又は建物に関する証明</u> <u>1筆又は1棟</u> 300円</p> <p>(4) <u>償却資産に関する証明</u> <u>1種類</u> 300円</p> <p>(35) <u>公簿、公文書又は図面の閲覧(第15号及び第18号に該当するもの並びに建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項各号に掲げる書類の閲覧を除く。)</u> <u>1冊、1事件又は1枚</u> 300円</p> <p><u>(取扱い件数)</u></p> <p>第3条 <u>次の各号の一に</u>該当するときは、1事項、1通又は1人ごとに手数料を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(手数料を徴収しない場合)</u></p> <p>第6条 <u>次の各号の一に</u>該当するときは、手数料を徴収しない。</p>

<p><u>事項又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に記録をされている事項を記載した書類をその記録をされている土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務者の閲覧に供するとき。</u></p>	
---	--

<令和2年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第64号	所 管	給与課
件 名	尼崎市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急対策の財政負担を軽減するとともに、市長の姿勢を示すため、市長の給料月額に係る現行の削減率を引き上げるもの。				
2	改正内容 市長の給料月額削減率について、令和2年7月から12月までの6か月間、20%（現行10%）とする。				
3	施行期日 令和2年7月1日				

尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p><u>19 令和2年7月1日から同年12月31日までの間に限り、市長に係る前項の規定の適用については、同項中「1,177,000円に100分の90」とあるのは、「1,177,000円に100分の80」とする。ただし、第3条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>20～24 略</u></p>	<p>付 則</p> <p><u>19～23 略</u></p>

<令和2年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第65号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 令和2年4月1日をもって、公益財団法人尼崎口腔衛生センターが一般社団法人尼崎市歯科医師会へ組織統合されたことに伴い、本市職員を派遣することができる団体の1つとして規定している「公益財団法人尼崎口腔衛生センター」を削除するため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 本市職員を派遣することができる団体から「公益財団法人尼崎口腔衛生センター」を削除する。				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

改正後	現 行
(職員のパ遣) 第2条 <u>(削る)</u> <u>(3)~(19)</u> 略	(職員のパ遣) 第2条 <u>(3) 公益財団法人尼崎口腔衛生センター</u> <u>(4)~(20)</u> 略

<令和2年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第66号	所 管	給与課、消防局企画管理課
件 名	尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>人事院規則の改正を受けて国家公務員に対して新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当が支給されることとなったこと等を踏まえて、本市においても新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者（以下「患者等」という。）に係る検査業務、救急業務等であって感染するおそれが高いものに従事する職員に対する特殊勤務手当を支給するための規定を追加するもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令で定める期間内において、次に掲げる業務に従事する職員に対して、1日当たり3,000円（患者等の身体に接触して行う場合等については、4,000円）の特殊勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症防疫等業務</p> <p>衛生研究所におけるPCR検査業務など新型コロナウイルス感染症に感染するおそれが高い場所において新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る業務</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に係る危険業務</p> <p>患者等に係る救急業務など新型コロナウイルス感染症に感染するおそれが高い業務</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p> <p>なお、令和2年2月1日から適用する。</p>				

尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例

改正後		現 行	
付 則 (施行期日)		付 則 この条例は、平成18年4月1日から施行する。	
1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第2条に規定する期間における手当の特例)			
2 <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第2条に規定する期間においては、第6条ただし書中「、第8項及び第9項」とあるのは「及び第8項から第10項まで」と、別表中</u>			
9 年 末 年 始 特 別 業 務 手 当	12月29日か ら翌年の1 月3日まで の間におけ る業務のう ち、市規則で 定める業務	日	3,000円
とあるのは			
9 年 末 年 始 特 別 業 務 手 当	12月29日か ら翌年の1 月3日まで の間におけ る業務のう ち、市規則で 定める業務	日	3,000円
10 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 防 疫 等 業 務 手 当	新型コロナ ウイルス感 染症(新型コ ロナウイル ス感染症を 指定感染症 として定め る等の政令 (令和2年 政令第11号)	日	3,000円(患 者等の身体 に接触して 行う業務、 患者等に長 時間にわた り接して行 う業務その 他心身に著 しい負担を

	<p>第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者(以下「患者等」という。)に対する検査を行う施設その他新型コロナウイルス感染症に感染するおそれが高い場所として市長が指定する場所における新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る業務で市長が指定するもの</p>	<p>及ぼす業務として市長が指定する業務に従事した場合には、<u>4,000円)</u></p>	
<p>として、これらの規定を適用する。</p>			

尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例

改正後		現 行	
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第2条に規定する期間における手当の特例)</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第2条に規定する期間においては、別表中</p>		<p>付 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>	
8 年 末 年 始 特 別 業 務 手 当	12月29日か ら翌年の1 月3日まで の間におけ る業務のう ち、消防長が 別に定める 業務	日	3,000円
<p>摘要 第7項支給額の欄に掲げる級の区分は、尼崎市消防局職員車両担当に関する規程(昭和37年尼崎市消防局訓令乙第4号)別表第2に掲げる等級の区分による。</p> <p>とあるのは、</p>			
8 年 末 年 始 特 別 業 務 手 当	12月29日か ら翌年の1 月3日まで の間におけ る業務のう ち、消防長が 別に定める 業務	日	3,000円

<p>9 <u>新</u> <u>型</u> <u>コ</u> <u>ロ</u> <u>ナ</u> <u>ウ</u> <u>イ</u> <u>ル</u> <u>ス</u> <u>感</u> <u>染</u> <u>症</u> <u>に</u> <u>係</u> <u>る</u> <u>危</u> <u>険</u> <u>業</u> <u>務</u> <u>手</u> <u>当</u></p>	<p><u>新</u><u>型</u><u>コ</u><u>ロ</u><u>ナ</u> <u>ウ</u><u>イ</u><u>ル</u><u>ス</u><u>感</u> <u>染</u><u>症</u><u>(</u><u>新</u><u>型</u><u>コ</u> <u>ロ</u><u>ナ</u><u>ウ</u><u>イ</u><u>ル</u> <u>ス</u><u>感</u><u>染</u><u>症</u><u>を</u> <u>指</u><u>定</u><u>感</u><u>染</u><u>症</u> <u>と</u><u>し</u><u>て</u><u>定</u><u>め</u> <u>る</u><u>等</u><u>の</u><u>政</u><u>令</u> <u>(</u><u>令</u><u>和</u><u>2</u><u>年</u> <u>政</u><u>令</u><u>第</u><u>11</u> <u>号</u><u>)</u><u>第</u><u>1</u><u>条</u><u>に</u> <u>規</u><u>定</u><u>す</u><u>る</u><u>新</u> <u>型</u><u>コ</u><u>ロ</u><u>ナ</u><u>ウ</u> <u>イ</u><u>ル</u><u>ス</u><u>感</u> <u>染</u><u>症</u><u>を</u><u>い</u><u>う</u><u>。</u><u>以</u> <u>下</u><u>同</u><u>じ</u><u>。</u><u>)</u><u>の</u> <u>患</u><u>者</u><u>又</u><u>は</u><u>新</u> <u>型</u><u>コ</u><u>ロ</u><u>ナ</u><u>ウ</u> <u>イ</u><u>ル</u><u>ス</u><u>感</u> <u>染</u><u>症</u><u>に</u><u>か</u><u>か</u> <u>っ</u><u>て</u><u>い</u><u>る</u><u>と</u><u>疑</u> <u>わ</u><u>れ</u><u>る</u><u>者</u><u>(</u><u>以</u> <u>下</u><u>「</u><u>患</u><u>者</u><u>等</u><u>」</u> <u>と</u><u>い</u><u>う</u><u>。</u><u>)</u><u>に</u> <u>係</u><u>る</u><u>救</u><u>急</u><u>業</u> <u>務</u><u>そ</u><u>の</u><u>他</u><u>の</u> <u>新</u><u>型</u><u>コ</u><u>ロ</u><u>ナ</u> <u>ウ</u><u>イ</u><u>ル</u><u>ス</u><u>感</u> <u>染</u><u>症</u><u>に</u><u>感</u> <u>染</u><u>す</u><u>る</u><u>お</u><u>そ</u> <u>れ</u><u>が</u><u>高</u><u>い</u><u>業</u> <u>務</u><u>で</u><u>消</u><u>防</u><u>長</u> <u>が</u> <u>指</u><u>定</u><u>す</u><u>る</u> <u>も</u> <u>の</u></p>	<p><u>日</u></p>	<p><u>3,000</u><u>円</u><u>(</u><u>患</u> <u>者</u><u>等</u><u>の</u><u>身</u> <u>体</u> <u>に</u><u>接</u><u>触</u><u>し</u> <u>て</u> <u>行</u><u>う</u><u>業</u> <u>務</u><u>、</u> <u>患</u> <u>者</u><u>等</u><u>に</u><u>長</u> <u>時</u><u>間</u><u>に</u><u>わ</u> <u>た</u> <u>り</u><u>接</u><u>し</u> <u>て</u><u>行</u> <u>う</u><u>業</u> <u>務</u><u>そ</u> <u>の</u> <u>他</u><u>心</u><u>身</u><u>に</u> <u>著</u> <u>し</u><u>い</u><u>負</u> <u>担</u><u>を</u> <u>及</u> <u>ぼ</u><u>す</u><u>業</u> <u>務</u> <u>と</u><u>し</u> <u>て</u><u>消</u> <u>防</u> <u>長</u><u>が</u><u>指</u> <u>定</u><u>す</u> <u>る</u><u>業</u> <u>務</u><u>に</u> <u>従</u> <u>事</u><u>し</u><u>た</u> <u>場</u> <u>合</u> <u>に</u><u>あ</u> <u>っ</u> <u>て</u> <u>は</u><u>、</u><u>4,000</u> <u>円</u><u>)</u></p>	
<p><u>摘要</u> <u>第</u><u>7</u><u>項</u><u>支</u><u>給</u><u>額</u><u>の</u><u>欄</u><u>に</u><u>掲</u><u>げ</u><u>る</u><u>級</u><u>の</u><u>区</u> <u>分</u> <u>は</u><u>、</u><u>尼</u><u>崎</u><u>市</u><u>消</u><u>防</u><u>局</u><u>職</u><u>員</u><u>車</u><u>両</u><u>担</u><u>当</u><u>に</u><u>関</u> <u>す</u> <u>る</u><u>規</u> <u>程</u><u>(</u><u>昭</u><u>和</u><u>37</u><u>年</u><u>尼</u><u>崎</u><u>市</u><u>消</u><u>防</u><u>局</u><u>訓</u><u>令</u><u>乙</u><u>第</u><u>4</u> <u>号</u><u>)</u><u>別</u><u>表</u><u>第</u><u>2</u><u>に</u><u>掲</u><u>げ</u><u>る</u><u>等</u><u>級</u><u>の</u><u>区</u> <u>分</u><u>に</u> <u>よ</u> <u>る</u><u>。</u></p> <p><u>と</u><u>し</u><u>て</u><u>、</u><u>同</u><u>表</u><u>の</u><u>規</u><u>定</u><u>を</u><u>適</u><u>用</u><u>す</u><u>る</u><u>。</u></p>				

<令和2年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第67号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>建築物の敷地面積の最低限度に係る連接規定の追加等について、尼崎市都市計画審議会による審議等を経て都市計画が変更されたため、当該変更内容に合わせた規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(2) 尼崎市武庫之荘3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市武庫之荘4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(4) 尼崎市武庫之荘駅前西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(5) 尼崎市武庫之荘5丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>各区域内における建築物の敷地面積の最低限度に係る規定について、既存不適格土地である場合に加え、既存不適格土地に隣接する土地を含めた敷地がなお敷地面積の最低限度を満たさない場合についても、適用しないよう改める。また、上記2(2)、(3)及び(5)において、初めて土地を複数に区分して使用する場で、その一の敷地に限り隣接する土地を含めた敷地がなお敷地面積の最低限度を満たさない場合についても、当該規定を適用しないよう改める。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条</p> <p>3 第1項の規定は、次のいずれかに該当する土地について、<u>当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。</u></p> <p>(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第103条第1項の規定による換地処分により取得された土地でその面積が80平方メートル未満であるもの（以下「換地処分土地」という。）</u></p> <p>(2) <u>換地処分土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条</p> <p>3 第1項の規定は、次のいずれかに該当する<u>場合については、適用しない。</u></p> <p>(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地についてその全部を建築物の一の敷地として使用し、又は同項の規定により仮換地として指定された土地の部分について当該仮換地に対応する従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃借権その他の権利を有する者が当該仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合</u></p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>第1項の規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合</u></p>

尼崎市武庫之荘3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条</p> <p>4 第1項の規定は、<u>次の各号のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）</u></p> <p>(2) <u>既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p> <p>(3) <u>建築物の敷地として使用されている土地で第2項の規定に適合するもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地（その面積が150平方メートル未満であるものに限る。）の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条</p> <p>4 第1項の規定は、<u>この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。</u></p>

尼崎市武庫之荘4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条</p> <p>4 第1項の規定は、<u>次の各号のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）</u></p> <p>(2) <u>既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p> <p>(3) <u>建築物の敷地として使用されている土地で第2項の規定に適合するもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地（その面積が165平方メートル未満であるものに限る。）の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p> <p>(壁面の位置の制限)</p> <p>第6条</p> <p>6 適用区域(<u>沿道地区</u>に限る。)内においては、建築物の外壁等の面から建築物の敷地の北側の隣地境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。</p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条</p> <p>4 第1項の規定は、<u>この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。</u></p> <p>(壁面の位置の制限)</p> <p>第6条</p> <p>6 適用区域(<u>沿道区域</u>に限る。)内においては、建築物の外壁等の面から建築物の敷地の北側の隣地境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。</p>

尼崎市武庫之荘駅前西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第4条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の規定は、<u>次のいずれかに該当する土地</u>について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。</p> <p>(1) <u>この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）</u></p> <p>(2) <u>既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の規定は、<u>この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地</u>について、<u>その全部</u>を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。</p>

尼崎市武庫之荘5丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第5条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条</p> <p>4 第1項の規定は、<u>次の各号のいずれかに該当する土地</u>について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。</p> <p>(1) <u>この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地</u>（以下これらの土地を「<u>既存不適格土地</u>」という。）</p> <p>(2) <u>既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p> <p>(3) <u>建築物の敷地として使用されている土地で第2項の規定に適合するもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなる土地</u>（その面積が130平方メートル未満であるものに限る。）の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条</p> <p>4 第1項の規定は、<u>この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地</u>で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、<u>その全部を建築物の一の敷地として使用する場合には</u>、適用しない。</p>

<令和2年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第68号	所 管	消防局企画管理課																																		
件 名	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について																																						
内 容																																							
1	改正理由 消防組織法等において、非常勤消防団員等に係る公務等による死亡、負傷等の損害については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の基準に従い、条例で定めるところにより補償することが義務付けられているが、この度、当該政令が改正されたため、それに合わせた改正を行うもの。																																						
2	改正内容 (1) 補償基礎額に係る改正 ア 消防団員																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>勤務年数</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">団長及び副団長</td> <td>10年未満</td> <td>12,440円</td> <td>12,400円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>13,320円</td> <td>13,300円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>14,200円</td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分団長及び副分団長</td> <td>10年未満</td> <td>10,670円</td> <td>10,600円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>11,550円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>12,440円</td> <td>12,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">部長、班長及び団員</td> <td>10年未満</td> <td>8,900円</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>9,790円</td> <td>9,700円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>10,670円</td> <td>10,600円</td> </tr> </tbody> </table>					階級	勤務年数	改正後	現行	団長及び副団長	10年未満	12,440円	12,400円	10年以上20年未満	13,320円	13,300円	20年以上	14,200円	14,200円	分団長及び副分団長	10年未満	10,670円	10,600円	10年以上20年未満	11,550円	11,500円	20年以上	12,440円	12,400円	部長、班長及び団員	10年未満	8,900円	8,800円	10年以上20年未満	9,790円	9,700円	20年以上	10,670円	10,600円
階級	勤務年数	改正後	現行																																				
団長及び副団長	10年未満	12,440円	12,400円																																				
	10年以上20年未満	13,320円	13,300円																																				
	20年以上	14,200円	14,200円																																				
分団長及び副分団長	10年未満	10,670円	10,600円																																				
	10年以上20年未満	11,550円	11,500円																																				
	20年以上	12,440円	12,400円																																				
部長、班長及び団員	10年未満	8,900円	8,800円																																				
	10年以上20年未満	9,790円	9,700円																																				
	20年以上	10,670円	10,600円																																				
	イ 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置業務従事者 補償基礎額の最低額を「8,800円」から「8,900円」に改める。																																						
	(2) 法定利率に係る改正 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日等における法定利率」に改める。																																						
3	施行期日 公布の日 なお、令和2年4月1日から適用する。																																						

尼崎市消防団員等公務災害補償条例

改正後	現 行
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる場合には、<u>この条例に基づく損害補償</u> (以下「<u>損害補償</u>」という。)を受けるべき者に対して、その者が損害補償を受ける権利を有する旨を通知しなければならない。</p> <p>(損害補償の種類)</p> <p>第4条 損害補償の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 損害補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める<u>額</u>とする。</p> <p>(1) 消防団員が次のいずれかに該当する場合死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日 (以下「<u>事故発生日等</u>」という。) において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表第1に定める額</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置業務従事者(以下「<u>消防作業従事者等</u>」という。)が、次のいずれかに該当する場合 <u>8,900円</u>(当該額が当該消防作業従事者等の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときにあつては、<u>8,900円</u>を超え、かつ、<u>14,200円</u>を超えない範囲内において市長が定める額)</p> <p>5 前2項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、<u>消防団員等に係る事故発生日等</u>において他に生計のみちがなく主とし</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる場合には、損害補償を受けるべき者に対して、その者が<u>この条例によって損害補償</u>を受ける権利を有する旨を通知しなければならない。</p> <p>(損害補償の種類)</p> <p>第4条 <u>この条例による損害補償</u>の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 <u>前条に規定する損害補償</u>(以下「<u>損害補償</u>」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定めるところによる。</p> <p>(1) 消防団員が次のいずれかに該当する場合死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日における<u>当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数</u>に応じて別表第1に定める額</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置業務従事者(以下「<u>消防作業従事者等</u>」という。)が、次のいずれかに該当する場合 <u>8,800円</u>(当該額が当該消防作業従事者等の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときにあつては、<u>8,800円</u>を超え、かつ、<u>14,200円</u>を超えない範囲内において市長が定める額)</p> <p>5 前2項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、<u>消防団員等について死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日</u></p>

て当該消防団員等の扶養を受けていたものをいう。

- (1) 当該消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 当該消防団員等の子で22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- (3) 当該消防団員等の孫で22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- (4) 当該消防団員等の父母又は祖父母で60歳以上のもの
- (5) 当該消防団員等の弟妹で22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

(未支給の損害補償)

第22条 損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)は、自己の名で、その未支給の損害補償の支給を請求することができる。

付 則

(障害補償年金前払一時金)

14 略

- (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日等における法定利率に当該支給期月以後の経過

又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものをいう。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(未支給の損害補償)

第22条 この条例に基づく損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)は、自己の名で、その未支給の損害補償の支給を請求することができる。

付 則

(障害補償年金前払一時金)

14 略

- (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に

<p>年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>15 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日等における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>22 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>事故発生日等における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>23 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期</p>	<p>1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>15 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>22 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>23 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期</p>
---	---

間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日等における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

別表第1

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

摘要

- 1 事故発生日等に、その事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 一の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

別表第1

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円

備考

- 1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算す

る。

<令和2年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第69号	所 管	福祉課																											
件 名	権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利)																															
内 容																																
1	<p>権利の内容</p> <p>阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人のうち、当該借受人が死亡し、その相続人が償還免除要件を満たしているものの連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権</p> <p>(1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金</p> <p>(2) 元金に係る利子</p>																															
2	<p>相手方及び放棄する債権額</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">相手方</th> <th colspan="2">放棄額</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>元金</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>■■■■■</td> <td>539,599</td> <td>30,176</td> <td>569,775</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>■■■■■■■■■</td> <td>1,658,648</td> <td>136,732</td> <td>1,795,380</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>■■■■■■■</td> <td>43,683</td> <td>657</td> <td>44,340</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>2,241,930</td> <td>167,565</td> <td>2,409,495</td> </tr> </tbody> </table>					No.	相手方	放棄額		合計	元金	利子	1	■■■■■	539,599	30,176	569,775	2	■■■■■■■■■	1,658,648	136,732	1,795,380	3	■■■■■■■	43,683	657	44,340	合計		2,241,930	167,565	2,409,495
No.	相手方	放棄額		合計																												
		元金	利子																													
1	■■■■■	539,599	30,176	569,775																												
2	■■■■■■■■■	1,658,648	136,732	1,795,380																												
3	■■■■■■■	43,683	657	44,340																												
合計		2,241,930	167,565	2,409,495																												
3	<p>放棄の理由</p> <p>本件に係る権利を議会の議決を経て放棄した後、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、借受人に対して有する災害援護資金の償還を免除することで、当該償還を免除した金額に相当する額の兵庫県からの貸付金の償還が免除されるため。</p>																															

<令和2年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第70号	所 管	保健企画課
件 名	建物の譲与について				
内 容					
1	譲与の目的 尼崎口腔衛生センターで実施する障害者（児）歯科診療、休日急病歯科診療等の公益事業の用に供させるため。				
2	譲与する建物 尼崎口腔衛生センター				
	所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積 (㎡)
	尼崎市東難波町4丁目373番地2、374番地	東難波町4丁目373番地の2	診療所	鉄骨造1階建	273.05
	(裏面位置図、平面図参照)				
3	譲与の相手方 尼崎市東難波町4丁目13番14号 一般社団法人尼崎市歯科医師会 代表理事 松田 哲一				

位置図

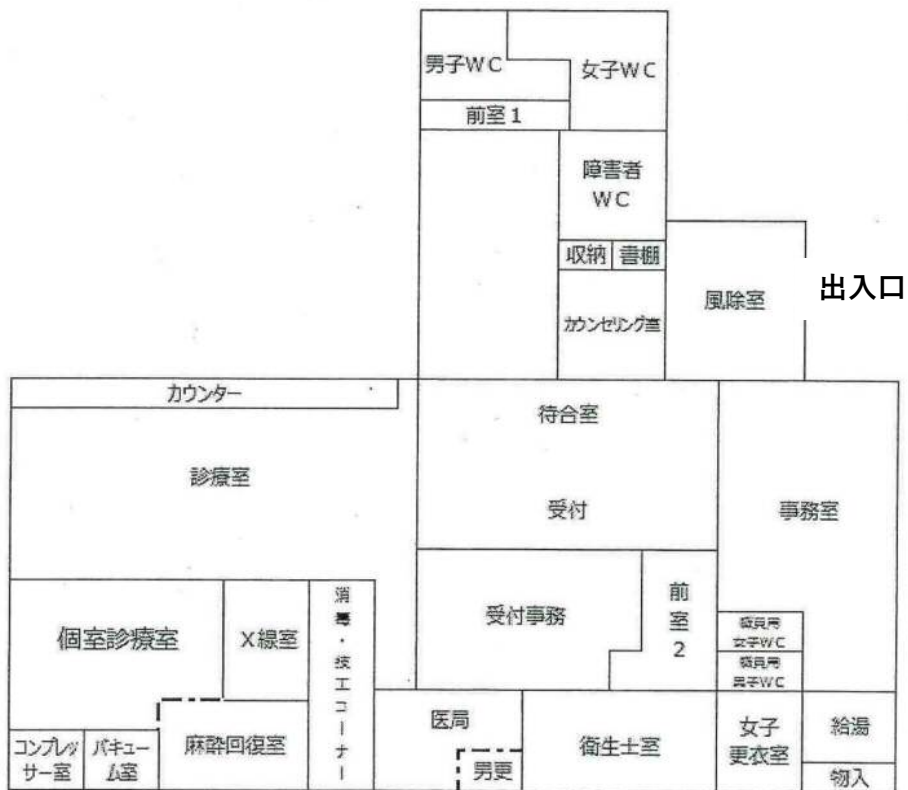
(尼崎市歯科医師会館 1階)

尼崎口腔衛生センター



平面図

(尼崎市歯科医師会館 1階)



<令和2年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第71号	所 管	消防局企画管理課
件 名	工事請負契約について（西消防署大庄出張所新築工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市鶴町1番地 河本工業株式会社 代表取締役 笠原 一郎				
2	契約金額 180,950,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和2年4月3日				
5	工事内容 西消防署大庄出張所新築工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延べ面積 398.85平方メートル 屋外付帯工事（倉庫、駐輪場等）				
6	工期 契約締結の日から360日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和2年4月3日
件 名	西消防署大庄出張所新築工事		
落 札 者 名	河本工業(株)	落 札 金 額	164,500,000円
予 定 価 格	168,300,000円	最 低 制 限 価 格	151,470,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		
河本工業(株)	164,500,000	決定	
(株)トータルサプライ	168,900,000	※予定価格超過	
(株)三田工務店	185,200,000	※予定価格超過	
(株)サージ・コア	188,900,000	※予定価格超過	
(株)松善工務店	195,600,000	※予定価格超過	
(株)秩父工務店	辞退		
(株)柄谷工務店	辞退		
宮崎建設(株)	辞退		

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)